

令和7年10月6日
仙台市

「仙台市土木工事における週休2日工事実施要領」の改正について

標記の件について、下記のとおり要領を改正しましたのでお知らせします。

記

1. 改正した要領

仙台市土木工事における週休2日工事実施要領

2. 対象案件等

令和7年10月以降の単価により予定価格を算出する工事から適用します。

3. 主な改正内容 ※改正内容の詳細は、要領を確認してください。

(1) 補正係数等の見直し

①補正対象等

本市要領で定めている発注方式における達成状況のレベル及び補正対象について、下表のとおり見直します。

	現行	改定
達成状況のレベル	月単位及び通期	完全週休2日及び月単位
補正対象	労務費、機械経費（賃料）、 共通仮設費、現場管理費	労務費、共通仮設費、現場管理費

②別紙に定める雨休率（要領第7条）

別紙のうち、「3. 雨休率」における率は次に示す値とします。

雨休率：0.71

(担当)都市整備局技術管理室
(電話)022-214-8290